○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県宮城郡松島町松島字町内五五番二から同町松島字町内九八番一〇まで	前	一二・九〇～三三・一五メートル	〇・三〇九キロメートル
	後	一二・九〇～三三・一五メートル	〇・三〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県宮城郡松島町松島字町内五五番二から同町松島字町内九八番一〇まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十六日

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮古市田老一丁目二五番六から同市田老一丁目二九番二まで	前	二一・二〇～三一・三〇メートル	一・一三六キロメートル
	後	二一・二〇～八七・七〇メートル	一・一三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮古市田老一丁目二五番六から同市田老一丁目二九番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十六日

○九州地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日　九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　大分都市計画道路事業三・四・二十六号駄ノ原細線（乙津工区）

三　事業施行期間　自平成三十年三月二十六日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大分県大分市乙津港町二丁目、乙津町、西鶴崎二丁目、西鶴崎一丁目及び中鶴崎一丁目地内

使用の部分　大分県大分市乙津港町二丁目及び乙津町地内

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成三十年三月二十六日

金融庁長官　森　信親

認可日　平成三十年三月八日

貸付自粛対応に関する規則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）の貸付自粛制度の運用に関し必要な事項を定めることにより、資金需要者における健全で計画的な借入れの確保を図り、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に掲げるところによるものとし、この規則に定めのない用語で貸金業法（昭和58年法律第32号）に定められているものについては、同法に定められた意義を有するものとする。

(1)　自粛対象者

本人が貸金業者に対し金銭の貸付けを求めてもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人をいう。

(2)　貸付自粛

本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により自らを自粛対象者とする旨又は親族のうち一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を協会に対して申し出ることにより、協会が、これに対応する情報を個人信用情報機関に登録し、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して提供することをいう。

(3)　個人信用情報機関

信用情報等提供業務を行う者のうち、個人信用情報の提供を行う者であって協会が指定した者をいう。

(4)　貸付自粛情報

自粛対象者の氏名、住所、生年月日その他自粛対象者を識別できる事項並びに貸付自粛の申告があった旨及びその年月日その他協会が個人信用情報機関と協議して定める事項を内容とする情報をいう。